明石市情報公開条例【抜粋】

(公文書の公開義務)

- 第11条 実施機関は、公開請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、請求者に対し、 当該公開請求に係る公文書の公開を行わなければならない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は慣行と して公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名(当該 公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に 侵害するおそれがある場合を除く。)並びに職務の遂行の内容に係る部分
 - (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にする ことにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益 を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情 報
 - イ 人の財産又は生活に重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に 関する情報
 - (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる情報
 - (4) 法令等の規定又は国若しくは兵庫県からの法的拘束力のある指示により公に することができない情報
 - (5) 実施機関内部若しくは相互又は市と国若しくは他の地方公共団体との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の

間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 実施機関の要請を受け、公にしないことを条件として、任意に市に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (7) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難 にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を 困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する おそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすお それ
 - オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の 正当な利益を害するおそれ